

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 5 年度
計画更新年度	令和 8 年度
計 画 主 体	秋田県湯沢市

## 湯沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 湯沢市産業振興部農林課  
所 在 地 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号  
電 話 番 号 0 1 8 3 - 7 2 - 0 6 3 1  
F A X 番 号 0 1 8 3 - 7 9 - 5 0 5 7  
メールアドレス [norin@city.yuzawa.lg.jp](mailto:norin@city.yuzawa.lg.jp)



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ニホンザル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	秋田県湯沢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ツキノワグマ	水稲	－	－
	野菜	0.47ha	48千円
	果樹	13.04ha	7,530千円
	計	13.51ha	7,578千円
イノシシ	水稲	2.32ha	215千円
	野菜	－	－
	果樹	－	－
	計	2.32ha	215千円
ニホンジカ	被害報告なし		
カワウ	被害報告なし		
ニホンザル	被害報告なし		
カラス類	水稲	－	－
	野菜	－	－
	果樹	32.88ha	6,265千円
	計	32.88ha	6,265千円

※掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

## (2) 被害の傾向

### ・ツキノワグマ

市の中山間地域全域で出没が確認されており、近年は市街地等での出没が確認され、農作物の被害に止まらず、令和7年には6件の人身被害が発生しており、市街地でも遭遇リスクが高まっている。

農作物の被害は、りんご、ぶどう、もも等の果樹類、とうもろこしが中心となっている。

ブナの実の結実状況等により、出没件数や農作物の被害金額が大きく変動する傾向にある。

### ・イノシシ

市の中山間地域全域で出没が確認されており、農作物被害は、水稻及び大豆、枝豆、サツマイモ等の被害が確認されているほか、農作物の被害金額に含まれていない掘り起こしによる農地等への被害が深刻化している。

令和4年8月以降、県内各地で豚熱感染が確認されている。当市においても、野生イノシシの死亡個体から令和8年3月まで5頭の感染が確認されており、今後の出没動向や個体数の推移等について注視している。

### ・ニホンジカ

市の中山間地域や樹園地付近で出没が確認されているが、具体的な農作物被害の報告は受けていない。

### ・カワウ

皆瀬ダムでコロニーが確認されているほか、雄勝地域の役内川流域での生息が確認されている。具体的な被害額は不明であるが、魚類の捕食被害が確認されており、皆瀬川筋及び役内・雄物川漁業協同組合からアユの稚魚放流時期等の対応を求められている。

### ・ニホンザル

市の中山間地域の全域で出没が確認されており、特に雄勝地域で多数の目撃情報がある。人の生活圏での出没であり、人身被害が懸念される。農作物被害については報告を受けていない。

・カラス類

生息数や生息域は把握できていないが、市街地等におけるゴミのまき散らしや糞害などの生活環境被害が発生している。

農作物の被害は、りんご、おうとうの果樹類が中心となっている。突発的に群れで飛来して移動するため、被害防止対策が困難となっている。

(3) 被害の軽減目標

・ツキノワグマ

※10%軽減を目標

指 標	現状値（5か年平均値）	目標値（令和10年度）
被害面積	7.45ha	6.70ha
被害金額	5,020 千円	4,518 千円

・イノシシ

指 標	現状値（5か年平均値）	目標値（令和10年度）
被害面積	2.19ha	1.97ha
被害金額	327 千円	294 千円

※ 掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

・ニホンジカ、カワウ、ニホンザル

被害なし（具体的な農水産物被害の報告なし）を維持する。

・カラス類

指 標	現状値（5か年平均値）	目標値（令和10年度）
被害面積	29.87ha	26.88ha
被害金額	5,363 千円	4,827 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）による銃器やわなを使用した捕獲、爆竹等による追い払い。</li> <li>・市街地等出没の際の実施隊による巡回監視。</li> <li>・出没頻発場所への幟旗の設置。</li> <li>・出没時の防災無線や広報車等を利用した情報提供と注意喚起。</li> <li>・秋田県湯沢警察署などの関係機関、団体等と情報共有し、連携した被害防止対策の実施。</li> <li>・ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの整備。</li> <li>・負担軽減のためのICT（情報通信技術）の活用。</li> <li>・実施隊員確保のため、銃砲所持許可及び狩猟免許の取得等に要する費用の一部助成。</li> </ul> <p>【カワウ、カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊による銃器やわなを使用した捕獲、爆竹等による追い払い。</li> </ul>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の確保と後継者の育成。</li> <li>・対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等に習熟した実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の確保と育成。</li> <li>・対象鳥獣が市街地等に出没した際の関係機関（県・市・警察等）による現地での情報共有や連携及び対応。</li> <li>・効率的な捕獲管理と見回りの負担軽減。</li> <li>・実施隊員確保のための狩猟免許取得者に対する助成制度の継続。</li> <li>・人の生活圏への進入を防ぐため、緩衝地域における捕獲活動の強化。</li> <li>・春季の管理捕獲活動の積極的な展開。</li> </ul> <p>【カワウ、カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等の確立。</li> </ul> <p>【カワウ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営巣場所の把握と繁殖抑制対策。</li> </ul> <p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな（専用トラップ）の活用。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等の受益者が必要に応じて設置。</li> <li>・金属製の重厚な防護柵に比較して簡便に取り外しができ、高い効果が見込める電気柵の設置を推進。</li> </ul> <p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等の受益者が必要に応じて設置。</li> </ul>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別豪雪地帯の指定を受けており、固定された堅固な防護柵の設置は困難。</li> <li>・電気柵設置圃場の近隣農地での被害が出るため、地域全体での連携。</li> <li>・電気柵の適切な設置と維持管理。</li> </ul> <p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する農家や集落間での統一した対策と連携。</li> </ul>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊による緩衝帯設置のための里山の下刈り。</li> <li>・ツキノワグマを誘引する恐れがある樹木の伐採に要する費用助成。</li> <li>・安全、安心な森整備事業を活用した緩衝帯の設置。</li> </ul>	<p>【ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の荒廃や放任樹園地の対策。また、管理されていないクリ、柿、廃棄農作物、米ぬか等の誘引物の撤去。</li> <li>・人の生活圏への進入を防ぐための環境整備。</li> <li>・地域住民の自主防衛の意識向上。</li> </ul> <p>【カワウ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねぐらやコロニーとして利用される樹木の伐採や管理。</li> </ul> <p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の荒廃や放任樹園地の対策。</li> <li>・農作物残渣等の誘引物の撤去。</li> <li>・家庭ゴミの適切な処分。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

湯沢市有害鳥獣被害防止対策協議会（以下、「協議会」という。）において、構成機関・団体等との連携を図りつつ、実施隊（対象鳥獣捕獲員）による被害防止対策を推進するため、従来講じてきた被害防止対策の課題等を踏まえて、下記の取り組みを行う。

- 1 市の鳥獣被害対策実施隊機能強化補助金を活用し、出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を確保するとともに後継者を育成する。
- 2 対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等に習熟した実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を確保するとともに育成を図るため、県等が主催する被害防止対策等に関する研修会へ積極的に参加する。
- 3 ツキノワグマ等が市街地等に出没した場合、県や警察、市実施隊と連携し迅速な対応をするため、県と調整を図り、机上または実地による想定訓練を実施する。
- 4 センサーカメラや捕獲通知システム等のICT機器を活用し、見回りの回数を減らし、捕獲の効率化を図り、実施隊員の負担軽減を図る。
- 5 人身被害の防止や農作物被害の軽減および注意喚起のため、市防災無線や広報車、また、県が運用するツキノワグマ等情報マップシステムを活用し、市民への周知を図り、迅速な情報発信に努める。
- 6 市の鳥獣被害防止対策事業補助金を活用した電気柵の設置など、農業者等の受益者自らによる被害防止対策を推進する。
- 7 管理されていないクリ、柿、廃棄農作物等による出没、被害が発生しないように、誘引物の適正処理について啓発を行う。
- 8 安全・安心な森整備事業を活用し、対象鳥獣の出没状況を踏まえて緩衝帯を設置するほか、里山の刈り払いや放任樹園地等の除去についての啓発を行う。
- 9 人の生活圏への出没や人身被害を未然に防ぐため、緩衝地域の中に重点的な対策を行うエリア（管理強化ゾーン）を設定し、当該エリアの環境整備や捕獲活動を積極的に実施する。
- 10 人の日常生活圏においてツキノワグマ等の侵入により、人身被害が生じる恐れがある緊急時には、鳥獣保護管理法第34条の2の規定に基づき、緊急銃猟を迅速に実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(平成 25 年 6 月 21 日条例第 25 号、改正令和 6 年 3 月 22 日条例第 13 号)

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則

(平成 25 年 7 月 1 日規則第 26 号)

実施隊は、市職員及び猟友会に所属し市長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことができる者をもって組織し、定数は 100 名以内とする。

市長は、市職員については任命し、猟友会に所属する者については委嘱する。

市長は、猟友会に所属する実施隊員のうち、本計画に定められた対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者を対象鳥獣捕獲員として併せて任命する。

捕獲に従事する実施隊員(対象鳥獣捕獲員)の安全確保と事故防止のため、ライフル銃を使用できる実施隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確保したうえで捕獲を行う。

ツキノワグマが市街地に出没した際は、令和 7 年 9 月に改定した「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」により対応する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度 ～ 令和 10 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ ニホンザル カラス類	・ 必要に応じた檻の修理及び増設 ・ くくり罠の整備 ・ 捕獲の効率化を図るための I C T 機材の導入 ・ 追い払い用品(爆竹、ロケット花火、スリングショット等)の購入 ・ 忌避剤の実証

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）に基づく捕獲とする。
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次イノシシ）に基づく捕獲とする。
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ニホンジカ）に基づく捕獲とする。
カワウ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次カワウ）に基づく捕獲とする。
ニホンザル	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンザル）に基づく捕獲とする。
カラス類	農業者等の要請に基づく捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）に基づく捕獲数		
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次イノシシ）に基づく捕獲数		
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ニホンジカ）に基づく捕獲数		
カワウ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次カワウ）に基づく捕獲数		
ニホンザル	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンザル）に基づく捕獲とする。		
カラス類	<p>農業者等の要請に基づく捕獲数とし、加害個体を中心に捕獲する。</p> <p>過去3か年の許可捕獲の実績は、令和5年度：47羽、令和6年度：38羽、令和7年度：49羽。</p>		

捕獲等の取組内容
実施隊員が、対象鳥獣の目撃情報や農作物の被害が発生した場所周辺の状況や対象鳥獣の種類に応じて、銃器やわなを使用した捕獲を行う。捕獲活動の時期は、対象鳥獣の狩猟期間を除く期間として、狩猟期間中、狩猟のできない場所（市街地や鳥獣保護区等）で有害鳥獣捕獲の必要がある場合は、秋田県雄勝地域振興局農林部森づくり推進課と協議し定めるものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲においてライフル銃が必要となる。 ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様にバックストップの確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、周囲の安全性を確保する。 対象獣類：ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
湯沢市	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る）、ハクビシン、カラス類 市町村への権限移譲の推進に関する条例（県条例第71号）別表第53（第8条関係）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし
ニホンザル	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし

※ 農作物の被害の発生状況など、必要に応じて侵入防止柵の設置を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし
ニホンザル	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ ニホンザル カラス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象鳥獣による被害防止に関する知識の普及及び意識向上のための啓発活動</li> <li>・農業者や市民に対し、対象鳥獣による被害に遭わないための環境整備等の助言</li> <li>・出没等が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集</li> <li>・対象鳥獣による被害状況の把握</li> <li>・第6次秋田県ツキノワグマ管理計画に基づく県の生息数調査に協力</li> <li>・県の「ツキノワグマ出没注意報」発令ならびに目撃情報について、地域住民との連携を図り被害防止対策に係る啓発活動を実施</li> </ul>

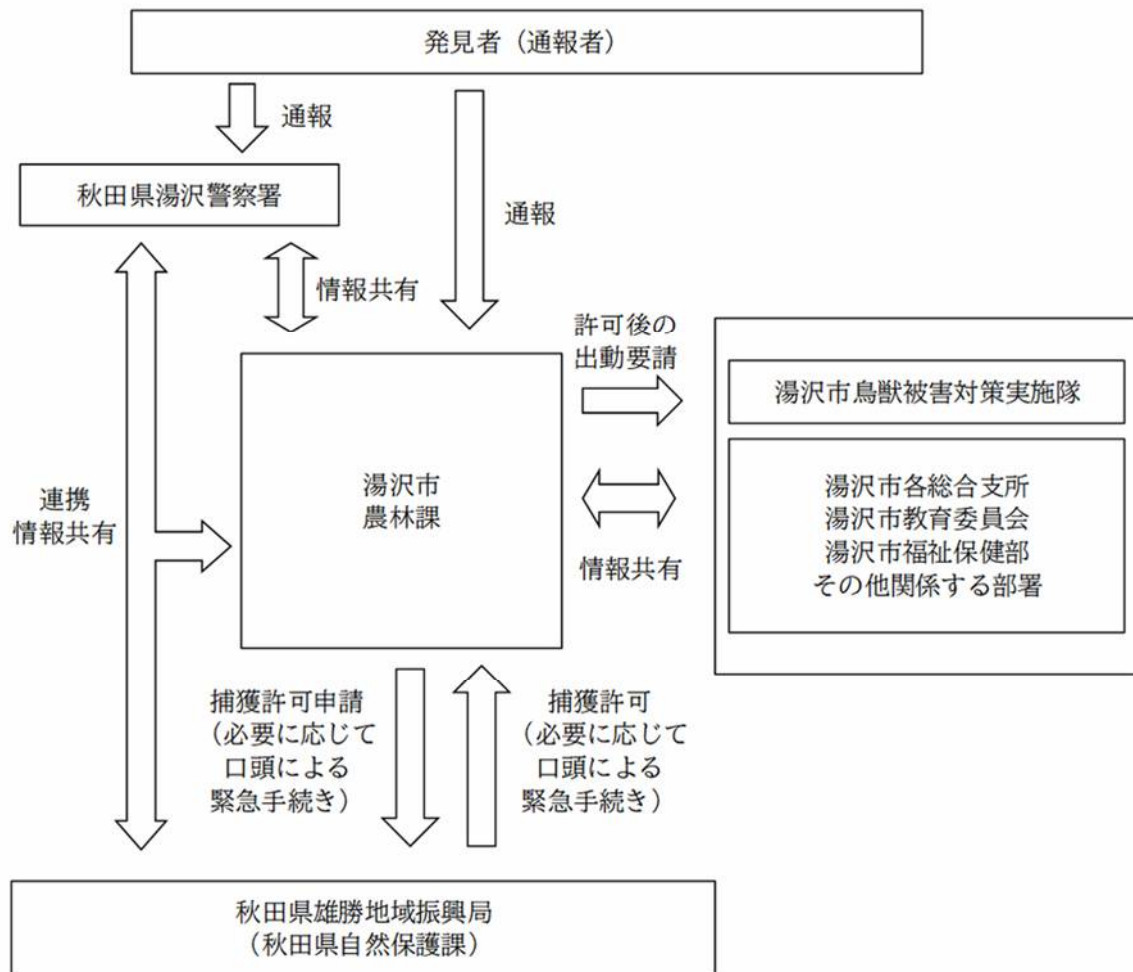
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、市民や関係機関等に情報提供と注意喚起を行う。また、排除活動や捕獲活動の方針を検討する。</li> <li>・ 必要に応じて口頭による捕獲許可申請手続きを行うなど、関係機関等と連携して被害防止対策を総括する。</li> <li>・ 実施隊（対象鳥獣捕獲員）に出動を要請する。</li> <li>・ 対象鳥獣の捕獲許可を行う。</li> <li>・ 緊急の場合は、鳥獣保護管理法第34条の2の規定に基づき、緊急銃猟の実施可否を判断する。</li> </ul>
秋田県雄勝地域振興局 (秋田県自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、被害防止対策に関する助言、指導をし、排除活動や捕獲活動の方針を検討する。</li> </ul>
秋田県湯沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、地域住民の安全確保のため、注意喚起、交通規制、安全指導及び誘導を行う。また、排除活動や捕獲活動に協力する。</li> <li>・ 緊急の場合は、警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき、駆除命令の発動を判断する。</li> </ul>
湯沢雄勝広域市町村組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部による人身被害等への緊急対応。</li> </ul>
湯沢市鳥獣被害対策実施隊 (湯沢市猟友会) (湯沢市南部猟友会) (雄勝猟友会) (雄勝東部猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施隊（対象鳥獣捕獲員）として、市の要請に基づき、市、警察と連携して対象鳥獣の排除活動や捕獲活動を行う。</li> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、被害防止対策に関する提言・助言を行う。</li> </ul>

湯沢市稲川総合支所 湯沢市雄勝総合支所 湯沢市皆瀬総合支所	・地域の対象鳥獣の出没情報等を収集し、必要に応じて地域住民に対して注意喚起、安全確保のための被害防止対策を行う。
湯沢市教育委員会 学校教育課	・所管する小中学校等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や児童生徒の安全確保のための被害防止対策を行う。
湯沢市福祉保健部 子ども未来課	・所管する保育園等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や園児等の安全確保のための被害防止対策を行う。
その他関係する部署	・所管する施設、自治会等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



※ ツキノワグマにあっては、人への被害を防止する目的に限り、湯沢市長が許可権者。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理加工施設がなく、対象鳥獣の安定供給が確立していないことから、食品としての流通・販売は困難である。
ペットフード	衛生基準を満たす処理加工施設がなく、対象鳥獣の安定供給が確立していないことから、ペットフードとしての流通・販売は困難である。
皮革	対象鳥獣の安定供給が確立していないことから、皮革としての流通・販売は困難である。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	対象鳥獣の安定供給が確立していないことから、油脂等としての流通・販売は困難である。 ただし、学術研究機関等から検体等の提供依頼があった場合は、可能な範囲で協力する。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湯沢市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
湯沢市	・被害防止対策、有害鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、湯沢市鳥獣被害対策実施隊の庶務を掌り、対象鳥獣の捕獲許可申請手続きを行う。 対象鳥獣の出没や農作物等被害に関する情報収集と情報提供を行い、構成機関との連携調整を図る。
秋田県雄勝地域振興局	・対象鳥獣の捕獲許可と被害防止対策に関する助言、指導を行う。
秋田県湯沢警察署	・対象鳥獣の出没や人身被害に関する情報収集と情報提供、被害防止対策に関する助言・指導を行うとともに、市民の通報に対応して注意喚起、出没時のパトロール等の被害防止対策を行う。 ・銃器に関する助言、指導を行う。
秋田森林管理署湯沢支署 雄勝広域森林組合	・林業従事者や入山者への情報提供と注意喚起により、人身被害の未然防止対策を行う。
湯沢市鳥獣被害対策実施隊	・本計画に基づき、現場巡回、出没時のパトロール、対象鳥獣の捕獲、駆除などの被害防止対策を行う。
湯沢市猟友会 湯沢市南部猟友会 雄勝猟友会 雄勝東部猟友会	・狩猟者の立場から、農作物被害に関する情報提供や被害防止対策に関する提言、助言を行う。 ・対象鳥獣の捕獲・駆除などに従事する実施隊員の推薦を行う。
湯沢市農業委員会 こまち農業協同組合 秋田県農業共済組合雄勝支所	・農業関係機関、団体の立場から、農作物被害に関する情報提供や被害防止対策に関する提言、助言を行う。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
湯沢市稲川総合支所 湯沢市雄勝総合支所 湯沢市皆瀬総合支所	・地域の対象鳥獣の出没情報等を収集し、必要に応じて地域住民に対して注意喚起、安全確保のための被害防止対策を行う。
湯沢市教育委員会 学校教育課	・所管する小中学校等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や児童生徒の安全確保のための被害防止対策を行う。
湯沢市福祉保健部 子ども未来課	・所管する保育園等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や園児等の安全確保のための被害防止対策を行う。
その他関係する部署	・所管する施設、自治会等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起を行う。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、市職員及び猟友会に所属し、市長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことができる者をもって組織し、本計画に基づく被害防止施策を実施する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市街地等における危険鳥獣（ツキノワグマ及びイノシシ）の出没対応については、「野生鳥獣の市街地出没対応指針」（県）及び「市街地等出没対応マニュアル」によりの確に対応する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲や被害防止対策等に関して、近隣市町村や関係機関との連携を図る。また、本計画は、農作物の被害の発生状況など、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。